

新型コロナ（mRNA タイプ）ワクチン接種記録の保管期限延長 に関する陳情

[願意]

新型コロナワクチンを始めとした mRNA タイプのワクチン接種記録を千葉県下の他の市に倣い、5 年以上保管するように定める措置を行うこと

[理由]

都道府県知事又は市町村は予防接種を行ったときからその記録を法律で 5 年間保存しなければならないとされています。船橋市では法律にしたがい 5 年間保存していると保健担当部署でお聞きしました。

定期接種が行われている不活性型のワクチンは、数十年という長年のデータの蓄積の上に、安全性と有効性が確認されたものばかりです。

一方で、mRNA タイプの新型コロナワクチンは、従来の不活性型ワクチンと異なり、遺伝子技術という新しい技術を導入したタイプであり、接種者への中長期的な影響についての知見は十分に蓄積されていません。将来、何らかの有害事象が起きた際、5 年経過後には新型コロナワクチンを接種したかどうかの記録が残っていないということになり、医療訴訟において重要な証拠である接種記録を提出できなくなるおそれがあります。

そこで、新型コロナワクチンなどの新しい遺伝子技術を導入したワクチン接種を受ける市民の命を守り、将来にわたって責任を持つとの考えやリスクマネジメントの側面からも、接種記録を 5 年以上保管するように定める措置を船橋市において行うように強く求めます。

2024年3月13日に厚生労働省の予防接種基本方針分科会¹⁾において、「予防接種記録の保管期間を現状の5年間から延長することが了承」され、国も予防接種記録の保管期間を延ばす方向にあります。さらに千葉縣市川市²⁾では、新型コロナワクチン接種記録を独自に30年保管するという決定を行いました。この決定にならい、船橋市においても長期間記録を保管する決定を行うよう強く求めます。

1) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39385.html

2) <https://www.city.ichikawa.lg.jp/cou01/kaigiroku0000445187.html#m06>